指定管理者指定申請プレゼンテーション

総合医療センター
病児・病後児保育センター



申請団体：公益社団法人 地域医療振興協会

令和8年10月　次期指定管理者選考プレゼンテーション

目次

01 **応募団体・施設の概要**

経営主体および病児・病後児保育センターの概要

02 **応募理由**

総合医療センターと一体となった運営の意義

03 **提案内容（選考基準13項目）**

法令遵守から指定管理料まで、項目ごとの取組みをご説明

04 **まとめ**

今後の運営に向けた姿勢

施設概要

総合医療センター病児・病後児保育センター

所在地

横須賀市神明町１-８
横須賀市立総合医療センター内

施設内容

静養室・保育室兼事務室・調乳室・便所・倉庫・洗濯室（床面積 103.04㎡）

定員

5名

開設年月日

平成15年7月1日
（現施設へ移転：令和7年3月1日）

開設時間

平日 7:30〜18:30　／　土曜 7:30〜14:30

休館日

日曜・国民の祝日・12/29〜1/3

指定期間　令和9年4月1日〜令和14年3月31日（5年間）



保育室（総合医療センター内）

経営主体について

公益社団法人 地域医療振興協会（JADECOM）

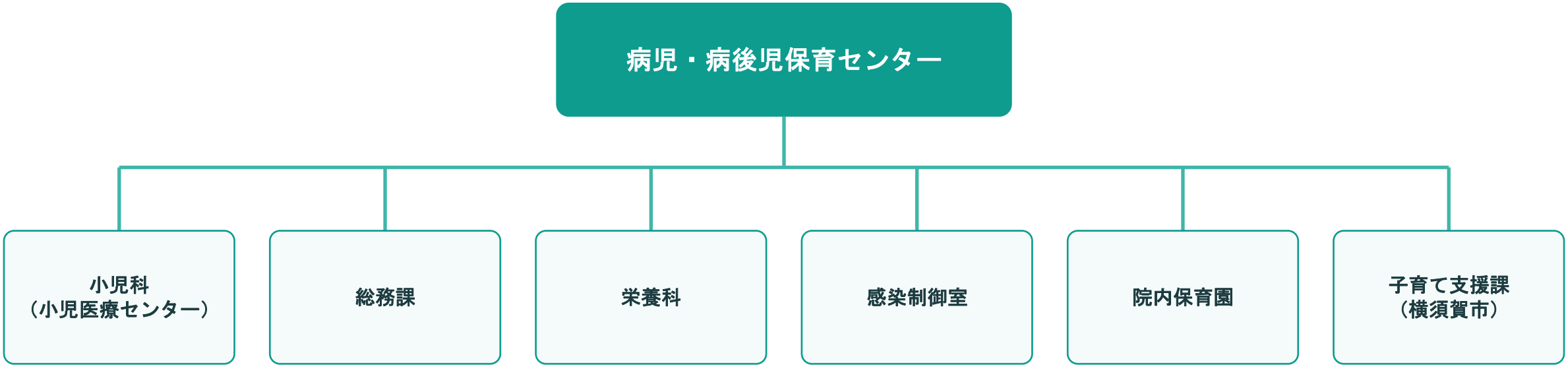
1986	84	約9,300	北海道～沖縄
年設立 （設立39年）	全国運営施設数 （病院・診療所・複合施設等）	全国職員数（人）	全国ネットワークで 地域医療を支援

地域医療への理念

「いついかなる時でも医療を受けられる安心を、すべての地域の方々にお届けしたい」という信念のもと、自治体からの委託等を受けて病院・診療所・保健医療福祉複合施設の運営を行っています。平成15年度より横須賀市立総合医療センター（旧うわまち病院）と協力しながら、病児・病後児保育センターを一体的に運営してまいりました。

横須賀市立総合医療センターとの連携体制

院内各部署とのネットワークにより、緊急時にも即応できる体制を構築



児童の状態悪化時・災害時・物品器械の不具合発生時等の連絡先を一覧化し、即時連絡が可能な体制を構築しています。

応募理由

1

限られた医療資源を最大限に活用することが、施設運営の要と考えています。

2

平成15年度より、横須賀市立総合医療センター（旧うわまち病院）の協力を得ながら、病児・病後児保育センターを一体的に運営してまいりました。

3

病院・センター双方の指定管理者となることで、職員・施設等の貴重な医療資源を効率的かつ有効に活用し、医療と不可分な病児・病後児保育サービスを提供できます。

4

横須賀市の小児医療の中心である総合医療センターとの連携体制を備えた運営により、子育て世代の市民の皆さまにさらに安心な環境をお届けしたいと考え、応募いたします。



提案内容（選考基準）

提案評価13項目について、順にご説明いたします

共通基準

1. 法令遵守
2. 施設管理
3. 利用者への配慮
4. リスクへの対応
5. 障害者・男女共同参画等への配慮
6. 地域貢献
7. 人員体制

独自基準（横須賀市）

8. 総合医療センターとの連携
9. 保育体制
10. 衛生管理及び感染症対策
11. 広報及び周知の工夫
12. 保護者対応
13. 指定管理料

1 法令遵守

関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。

✓ 病児・病後児保育センター条例等の関係法令、市条例、指定管理協定書・仕様書の内容を遵守し、適切な運営を継続してまいりました。

✓ 横須賀市立総合医療センターの個人情報取扱規程に則り適切に対応。職員は同センター主催の個人情報保護研修に積極的に参加しています。

✓ 業務上知り得た利用者情報を勤務時間外・施設外で話題にしないよう周知徹底し、職員一人ひとりの情報管理意識向上に努めています。

過去5年間、法令違反による罰則・指定取消し等の事例はありません。

2 施設管理

仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。経費削減分を活用した市民サービスの有効活用が見込まれるか。

- 仕様書に則り、総合医療センターと連携しながら医療資源を最大限に活用した運営に努めています。
- 施設課題は横須賀市・総合医療センターと迅速に連携して対応し、安心して利用いただける環境を整備しています。
- 令和7年3月の新施設移転では、移転前日まで旧施設で、移転当日から新施設でサービスを提供し、空白期間のない切れ目ない運営を実現しました。
- 共同購入・価格交渉による経費削減分は、空気清浄機や玩具・絵本等、保育環境の充実に活用。自主事業としてキャッシュレス決済化を検討します。



3 利用者への配慮

利用者間のトラブルや不適切な利用者への対応が適切に行われ、利用者の公平性が確保されるとともに、声を反映する仕組みがあるか。

- ✓ クレームやトラブルは、横須賀市・総合医療センターと緊密に連携しながら、サービス向上につながる適切な対応に努めます。

- ✓ 内閣府認可の公益法人として、特定団体への利益供与は行いません。予約システム及び電話で厳密に受付を行い、利用者の公平性を確保しています。

- ✓ お迎え時に職員から積極的に保護者へ声かけし、感想・意見を伺う機会を確保。ウェブサイトでの匿名意見受付の仕組みも検討します。



4 リスクへの対応

事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。

✓ 総合医療センターと一体化した災害対策マニュアルを整備。年1回の総合防災訓練に加え、毎月の小規模消防訓練にも職員が参加しています。

✓ 総合医療センターの保安管理室（神奈川県警OB職員2名常駐）による防犯対策研修・院内巡視体制のもとで安全を確保しています。

✓ 食物アレルギー児は初回聞き取り・分離管理・複数職員によるダブルチェック、服薬もダブルチェックで誤配膳・誤薬を防止。損害賠償保険にも加入しています。

5 障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮

障害者雇用や物品購入等の配慮、女性雇用・ワークライフバランス、多様な性への配慮が見込まれるか。

✓ 障害者雇用は総合医療センターの職員と併せて実施。障害者雇用促進法・障害者差別解消法を遵守し、法定雇用率を上回る雇用を継続します。

✓ 適正と判断される場合は、就労継続支援事業所等からの物品購入を行います。

✓ 短時間正職員制度、院内保育所の夜間保育拡大、交代制勤務、時間単位の有給休暇、職員活躍推進委員会など、安心して働ける環境を整備しています。

6 地域貢献

地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。

✓ 良い医療・保育を提供すること自体が地域貢献と考えます。良好な経営により医療従事者を雇用し、医療事務・清掃・リネン等の業務委託を通じて多くの市民の雇用を生み出しています。

✓ 必要物資の調達・工事等は、適正と判断した場合はできる限り市内事業者と取引します。

✓ 子育て世代が働きやすく安心して育児に専念できる地域づくりを支援し、横須賀地域経済の活性化に協力してまいります。

7 人員体制

必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。

✓ 仕様書に定める人員・職種配置を遵守し、給与は総合医療センターの規程に基づいて支給します。

✓ 看護師は総合医療センターのホームページ等、多様な媒体で募集。可能な限り専従配置とし、感染リスク・安全管理上の負担を軽減しています。

✓ 総合医療センターと連携した教育研修を実施。医療安全・感染対策研修への参加を義務化し、e-learning等で受講機会を提供しています。

8 総合医療センターとの連携（独自基準）

独自基準

総合医療センターとの連携や連絡網が構築されているか。利用児童の状態が悪化した場合の対策が講じられているか。

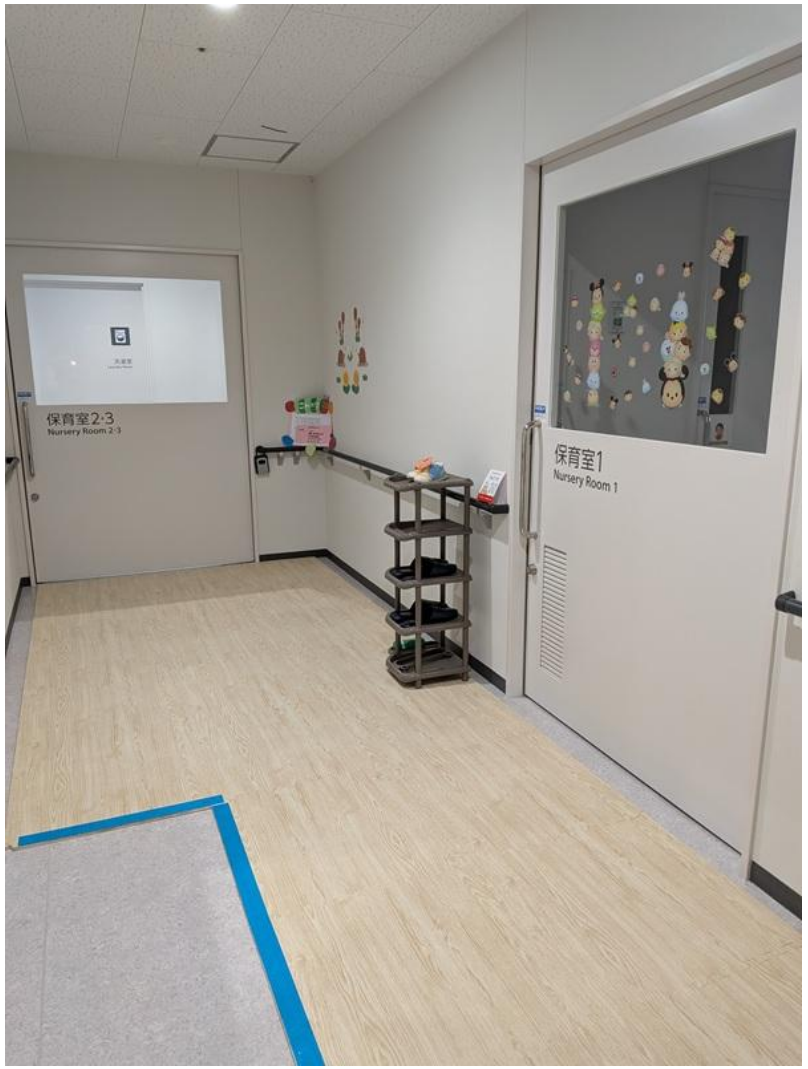
- ✓ 嘱託医である小児科医等への連絡先、災害時・物品器械不具合発生時の連絡先を一覧化しています。
- ✓ 小児科・総務課・栄養科・保育所及び横須賀市福祉こども部子育て支援課へ即時連絡できる体制を構築しています。
- ✓ 連絡を受けた院内各部署が依頼に迅速に対応する、密接な連携体制を確保しています。

9 保育体制（独自基準）

独自基準

安心・安全に病児・病後児を保育する環境及び体制が整備されているか。障害のある児童について適切な対応が図られているか。

- ✓ 看護師・保育士が小児科医と密接に連携し、児童一人ひとりの症状に応じたきめ細かな観察・保育を行っています。
- ✓ 病児と病後児の居室・トイレを分離し、児童の状態に応じた個別対応ができる環境を整えています。
- ✓ 給食は総合医療センターの給食運用と連携し、離乳食・幼児食・学童食のほか、アレルギー対応食・胃腸炎対応食にも対応しています。
- ✓ 障害のある児童は、事前に保護者・関係機関から情報を確認し、小児科医や関係部署と連携した個別対応を行います。



10 衛生管理及び感染症対策（独自基準）

独自基準

施設内の衛生管理及び感染症対策が講じられているか。

- ✓ リネンや職員ユニフォーム等は総合医療センターと一体運用し、同等の衛生基準を維持しています。

- ✓ 職員はマスク着用・手指消毒を徹底し、保護者にもマスク着用・入室前後の手指消毒を依頼。病児・病後児の居住空間とトイレは区分しています。

- ✓ 感染制御室の感染管理認定看護師・総務課による定期ラウンドを実施。感染対策研修の受講義務化、インフルエンザ予防接種費用補助を行っています。

11 広報及び周知の工夫（独自基準）

独自基準

病児・病後児事業及び施設の利用に対する広報及び周知の工夫が図られているか。

- ✓ 総合医療センター小児科外来の掲示等を活用し、当センターの認知度向上・利用促進に努めます。
- ✓ QRコード付きパンフレットを作成し、近隣行政施設へ配架を依頼。今後は近隣医療機関への配架拡大も検討します。
- ✓ 総合医療センターのホームページに横須賀市病児・病後児保育センターのWebサイトへのリンクを掲載し、複数媒体での周知施策拡充を検討します。



12 保護者対応（独自基準）

独自基準

病児・病後児の保護者との連絡及びサポートの体制が整備されているか。

- ✓ 予約システムからの申込では連絡先等を登録、電話申込では使用許可申請書を提出いただき、確実に必要事項を確保しています。
- ✓ 携帯・メール・勤務先等、複数の連絡手段を確保し、必要な場合には保護者と速やかに連絡がとれる体制を整えています。
- ✓ サービスに係るマニュアルや緊急連絡先一覧を整備。予約システムが使用できない非常時に備え、電話等の代替連絡手段と引き渡し手順を確保しています。



13 指定管理料

指定管理料の削減が見込まれるか。

✓ 総合医療センターと連携し、給食・リネン等の一体的な運用による効率的な運営を行います。

✓ 一般消耗品等の共同購入や価格交渉等により、費用の削減に努めます。

✓ 継続的な経費削減の取組みにより、指定管理料の縮減を目指します。

まとめ

総合医療センターとの緊密な連携のもと、
安心・安全な病児・病後児保育を提供し、
横須賀市の子育て支援と地域医療の充実に
引き続き貢献してまいります。

ご清聴ありがとうございました。

